

新経済・財政再生計画 改革工程表2022 －概要－

令和4年12月22日

新経済・財政再生計画改革工程表2022

1. 社会保障

- 1-1 医療・介護分野におけるDXの推進
- 1-2 予防・健康づくりの推進
- 1-3 多様な就労・社会参加
- 1-4 医療・福祉サービス改革
- 1-5 給付と負担の見直し
- 1-6 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

2. 社会資本整備等

- 2-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保
- 2-2 PPP/PFIの推進
- 2-3 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

3. 地方行財政改革等

- 3-1 持続可能な地方行財政基盤の構築
- 3-2 デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

4. 文教・科学技術

- 4-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上
- 4-2 イノベーションによる歳出効率化等
- 4-3 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展
- 4-4 官民一体となった文化の振興

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

- 5-1 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）
- 5-2 インセンティブ改革（頑張る系等）
- 5-3 見える化
- 5-4 公的サービスの産業化
- 5-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革
- 5-6 公共調達の改革
- 5-7 多年度にわたる基金事業のPDCA強化
- 5-8 その他

別冊1：新たな拡充を要する政策課題（防衛・GX・こども）の新経済・財政再生計画改革工程表2022

別冊2：マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ

全体総括

「骨太方針2022」を踏まえて新たな施策の盛り込みや全体構成の見直しを行って新たな「改革工程表2022」案を取りまとめ。様々な分野でのDXやEBPMの推進、事業の性質に応じた基金の活用、関係府省庁の連携によるマイナンバーの利活用の拡大等は確実に前進。新たに拡充を図ることとされている政策分野（防衛、GX、こども政策）のPDC A構築に着手。経済・財政一体改革に係る取組の約8割は着実な実施を確認（※）。KPI等の目標との結びつきの強化が重要。

社会保障

一人当たり介護の地域差縮減や国保の法定外繰入等の額の縮小は進展したものの、一人当たり医療費の地域差縮減は進捗が見られないことを踏まえ、保険者協議会の連携強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進める。また、新たな課題として「医療・介護分野のDX」の一層の推進を図ることが必要。

社会资本整備等

社会资本整備等分野においては、PPP/PFIの事業規模目標を前倒しで上回ったことを始め、全体的にKPI値の上昇がみられる一方、インフラ維持管理における予防保全型の老朽化対策や新技術の導入促進、不動産IDの活用等の総合的な推進、PPP/PFIの更なる推進等について一層の取組が必要。

地方行財政改革等

地方行財政分野等においては、自治体等における業務・経営改革や見える化、広域化・共同化、デジタル化等により、自治体の歳出効率化に向けた取組は進展している一方、地方創生臨時交付金事業の見える化や自治体業務の効率化等について一層の取組が必要。

文教科学技術

文教・科学技術分野においては、GIGAスクール構想について、義務教育段階の児童生徒1人1台端末整備の実現などICT環境整備は進展したが、利活用の日常化に向けた一層の取組が必要。若手研究者への経済的支援は進みつつあるが、研究時間の確保に向けた重点的な取組が必要。

※骨太方針2018に基づく基盤強化期間（2019-2021年度）が終了したことを踏まえ、取組等の進捗を評価（工程化した569項目）。

社会保障

【政策目標】

- ① 医療・介護分野でのDX推進によるサービスの効率化・質の向上、最適な医療・介護実現のための基盤整備
- ② 予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加に向けた健康寿命の延伸
- ③ 被用者保険の適用拡大等の検討や高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境整備
- ④ 地域医療構想の推進、テクノロジーの徹底活用等によるサービスの生産性・質の向上と一人当たり医療費・介護費の地域差縮減等
- ⑤ 保険給付の効率的な提供や自助、共助、公助の範囲の見直し

○**医療・介護分野におけるDXの推進、データベースの整備**：医療・介護分野でのDXを通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療・介護の向上を図る観点から、既存項目の組換とともに、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等、診療報酬改定DX等の新規項目を追加し、「医療・介護分野におけるDXの推進」というアンブレラを新設する。医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関するデータベースを整備し、政策決定等に活用する。

○**医療費・介護費の適正化や国保財政の健全化**：一人当たり介護費の地域差縮減や国保の法定外繰入等の額の減少は進展したが、一人当たり医療費の地域差縮減は進歩が見られない。介護費の地域差縮減や国保の法定外繰入の解消に向け更に取り組むとともに、医療費の地域差縮減に向けて、保険者協議会の機能強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進める。

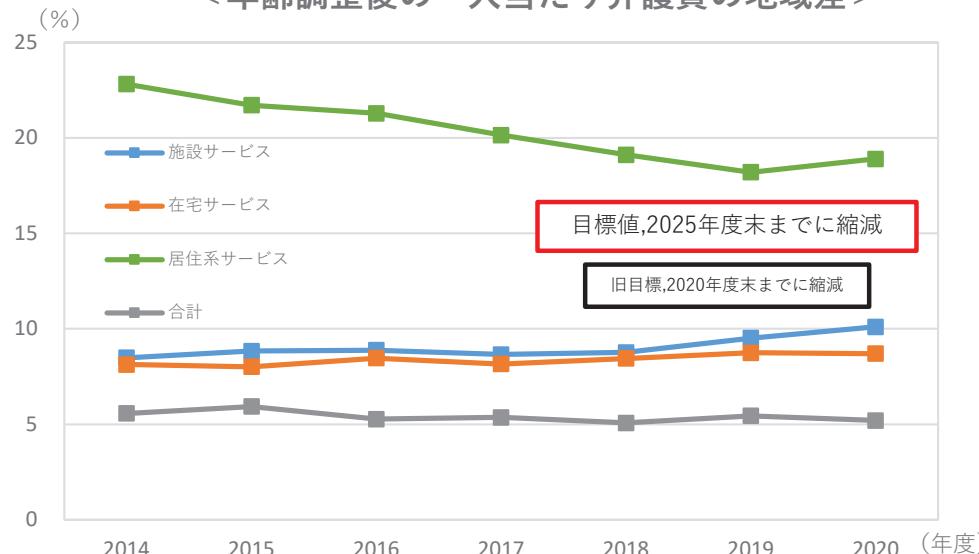
○**かかりつけ医機能が発揮される制度整備**：全世代型社会保障構築会議報告書等を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行う。

○**地域医療構想の実現**：都道府県に対し、病床機能報告における2025年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること等を求める。また、国においては、乖離が著しい構想区域を有する都道府県に対して、「重点支援区域」の活用を促す等のアウトリーチの対応等を行う。

○**介護分野における給付と負担の見直し**：ケアプラン作成に関する給付の在り方、多床室室料に関する給付の在り方、軽度者（要介護1・2の者）への生活援助サービスに関する給付の在り方、介護保険における「現役並み所得」・「一定以上所得」の判断基準の見直し、介護保険の1号保険料負担の在り方について、介護保険部会の意見等を踏まえ、見直しの検討を進める。

参考図表（社会保障）

<年齢調整後の人当たり介護費の地域差>



(備考) 1. 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」より作成。

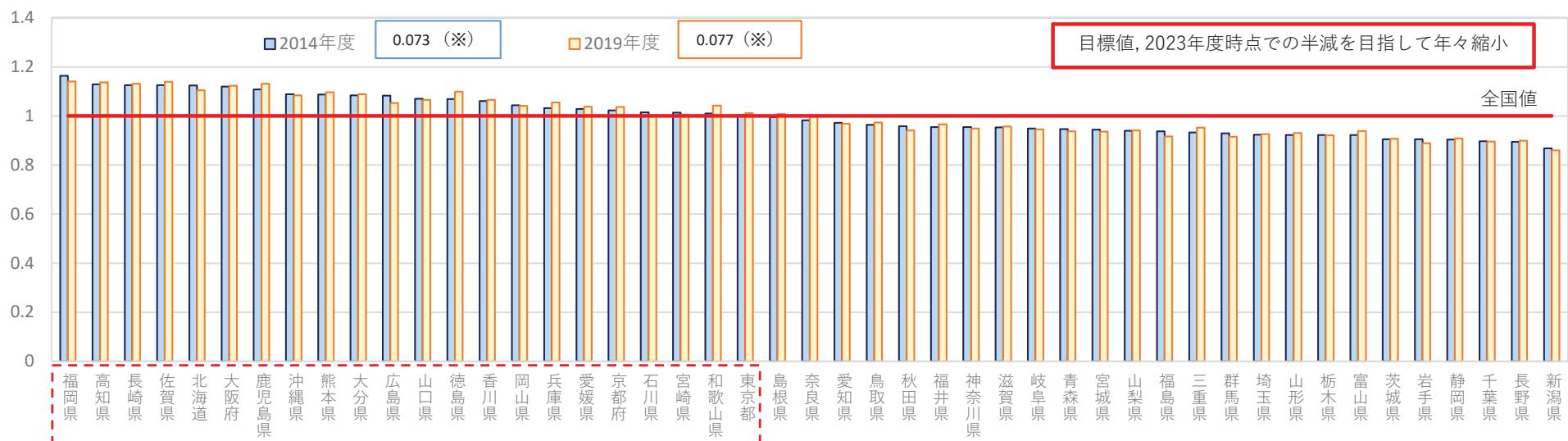
2. サービス種別ごとに、全国平均値を上回る都道府県の「平均値との差」の平均 ÷ 「平均値」を算出。

<法定外繰入等の額>



(備考) 厚生労働省「厚生労働省保険局国民健康保険課調べ」より作成。

<年齢調整後の人当たり医療費の地域差>



(備考) 厚生労働省「医療費の地域差分析」より作成。なお、地域差指数は「年齢調整後の人当たり医療費／全国平均の人当たり医療費」。

※基準となる2014年度に年齢調整後一人当たり医療費が全国平均より高い都道府県（22都道府県。グラフ中赤点線枠）についての、「地域差指数 - 1」の平均値。

【政策目標】

- ① 公共投資における効率化・重点化と担い手確保、予防保全型への転換等によるインフラメンテナンスの中長期的なトータルコストの抑制
- ② 民間の資金・ノウハウの最大活用と公的負担の最小化（PPP／PFIの事業規模目標：2022-31年度30兆円）
- ③ デジタルの力を活用した地域づくり（スマートシティ、不動産ID等の総合的な活用等）と持続可能なまちづくり（コンパクトプラスネットワーク等）を一体的に促進

○**予防保全型の老朽化対策、デジタル化・スマート化の推進：**2022年度内に、個別施設毎の維持管理・更新の具体的な対応方針を定めた個別施設計画の100%策定を進めるとともに、個別施設計画の充実、包括的民間委託の導入促進等により、広域的・戦略的なインフラマネジメントを推進。また、インフラデータの有効活用による研究・開発、イノベーションの促進のため、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種データの連携に関する取組をまとめたロードマップの作成等を通じて、連携型インフラデータプラットフォームの構築を進める。

○**PPP／PFIの推進：**2022～2031年度の事業規模目標（30兆円）を設定^(注1)し、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）や文化・社会教育施設等の重点分野を中心に、PPP／PFIの導入を促進。上下水道分野は、公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成・周知することで先進事例を横展開。また、2026年度までに全都道府県で地域プラットフォームを設置するとともに、優先的検討規程の策定支援や専門家派遣、財政負担支援を通じて、特に人口20万人未満の中小規模自治体におけるPPP／PFIの導入を拡大。

○**不動産ID等の総合的な推進：**官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023年春までに官民プラットフォームを設置し、不動産IDの社会実装に向けた推進体制を整備する。さらに、2023年度に不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを利用するために技術実証を実施し、不動産IDやベース・レジストリとの連携を含めた具体的なロードマップを検討する。

(注1) 2013～2020年度までの累計額：26.7兆円

参考図表（社会資本整備等）

<個別施設計画の策定率>

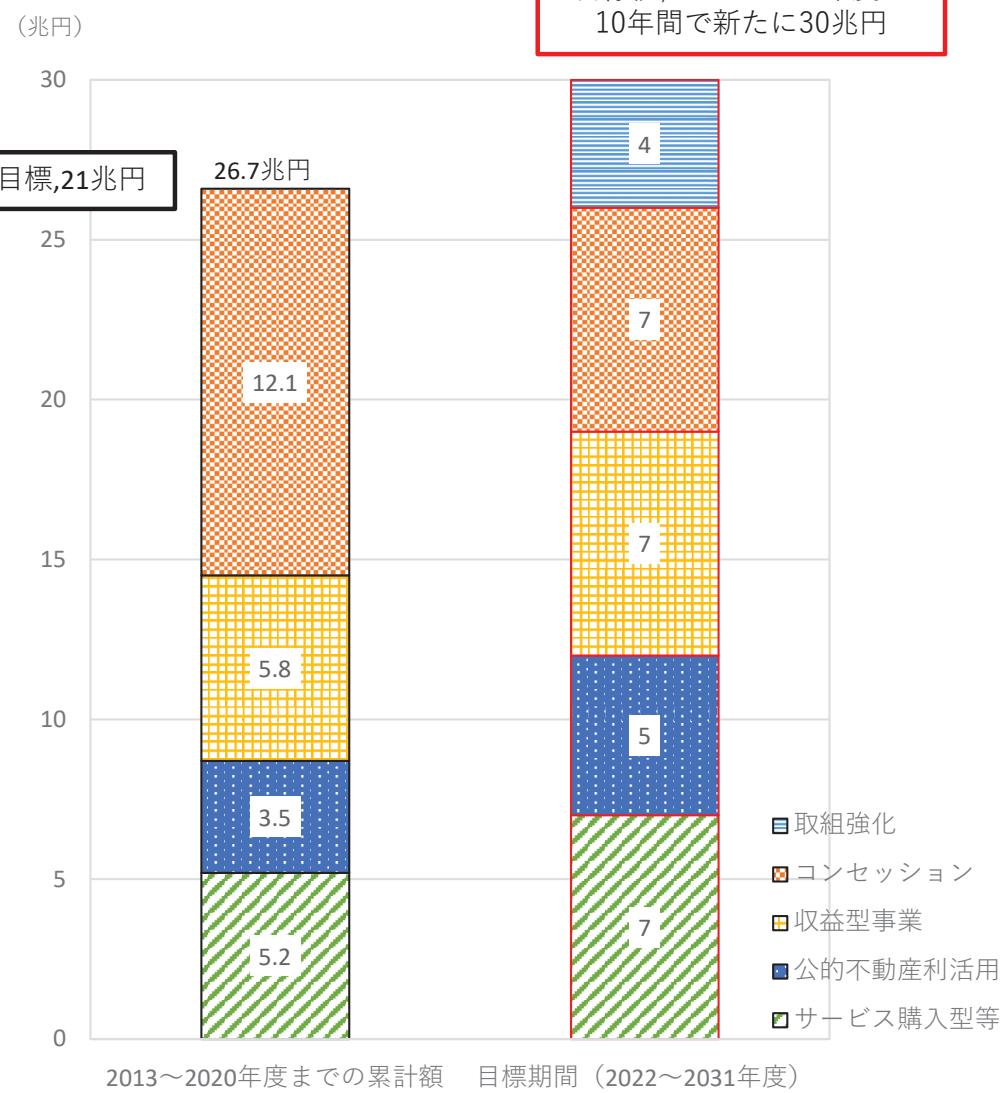
(%)

施設名	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末	2021 年度末
空港	100	100	100	100	100
鉄道	100	100	100	100	100
航路標識	100	100	100	100	100
港湾	100	100	100	100	100
砂防	79	100	100	100	100
下水道	70	100	100	100	100
治山施設	60	84	88	100	100
漁港施設	80	82	85	100	100
漁業の施設	75	79	84	100	100
農業水利施設	69	75	85	100	100
農道	36	52	79	100	100
農業集落排水施設	42	50	68	100	100
林道施設	33	50	67	100	100
地すべり防止施設	21	49	75	100	100
漁業集落環境施設	18	25	50	100	100
自動車道	48	52	61	100	100
河川	89	89	97	100	99
ダム	79	95	98	99	99
海岸	39	71	82	99	99
公園	93	94	95	95	99
水道	75	81	87	90	99
学校施設	7	15	39	92	98
公営住宅	89	90	90	94	98
道路（橋梁）	73	81	92	96	97
一般廃棄物処理施設	42	51	61	86	91
道路（トンネル）	36	53	71	83	87
文化施設	13	19	35	77	85
スポーツ施設	14	17	31	76	84
社会教育施設	11	15	29	76	84
福祉施設	23	28	40	72	79
医療施設	10	21	24	56	72

16分野

目標値,
2022年度末
までに100%
(31分野全て)

<PPP／PFIの事業規模目標額>



(備考) 「第37回 経済・財政一体改革推進委員会資料」等より作成。

(備考) 内閣府資料より作成。

【政策目標】

- ① 持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革の推進
- ② デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ごとの自主的・主体的な取組の促進

○デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進（マイナンバーカードの普及等）：デジタル社会の実現に向け、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

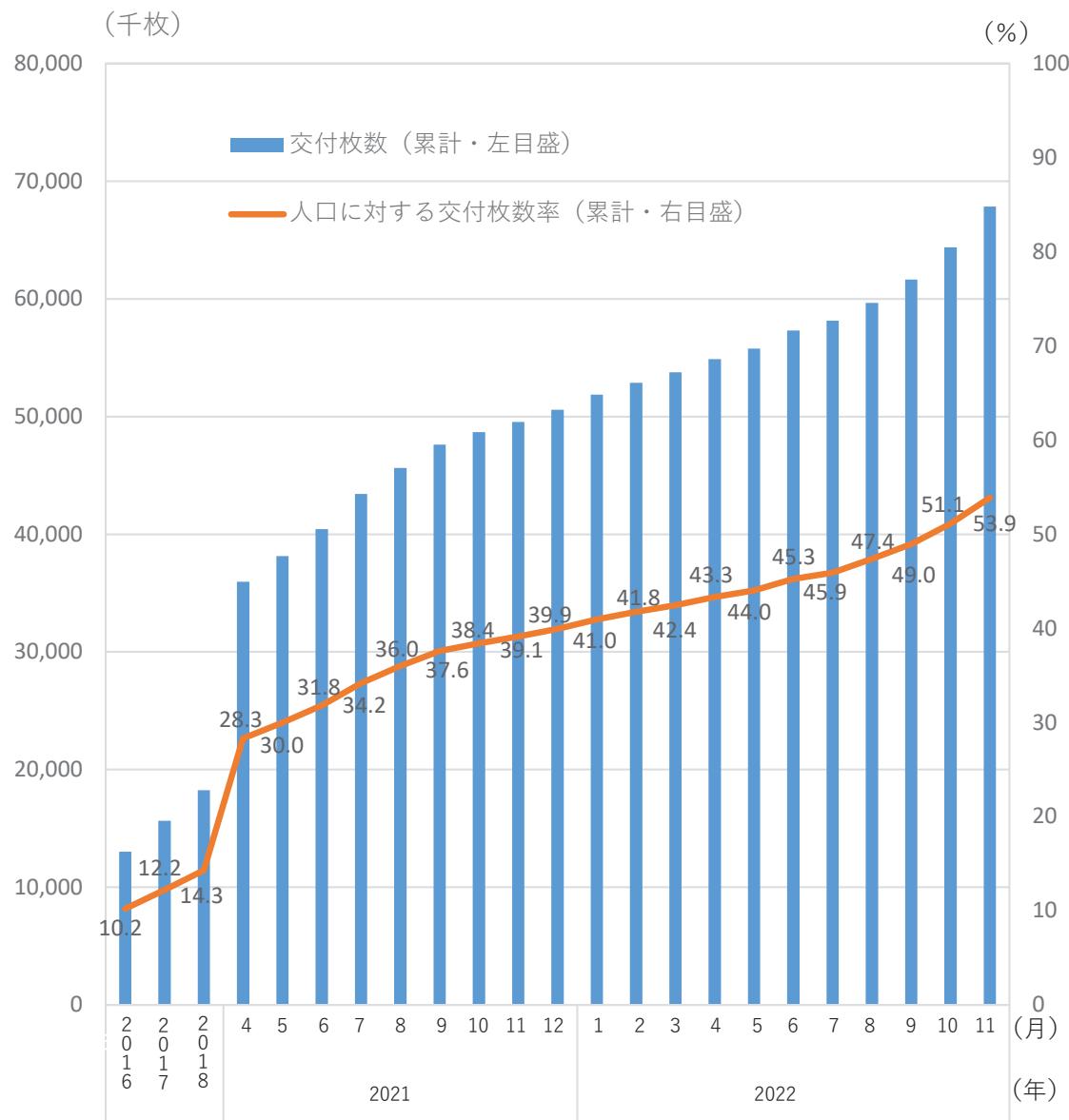
○地方創生臨時交付金事業の「見える化」（事業効果の公表等）：地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウィルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。同交付金を活用した事業の実施状況、及び同交付金を活用した事業の効果を公表している地方公共団体数について、2023年度までに100%を目指す。
(注2)

○自治体業務の効率化（地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証）：地方公共団体の業務の効率化を図るとともに、より効果的な業務を実施する観点から、骨太の方針2022で設けた基本原則に基づき、法律により地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証を進める。

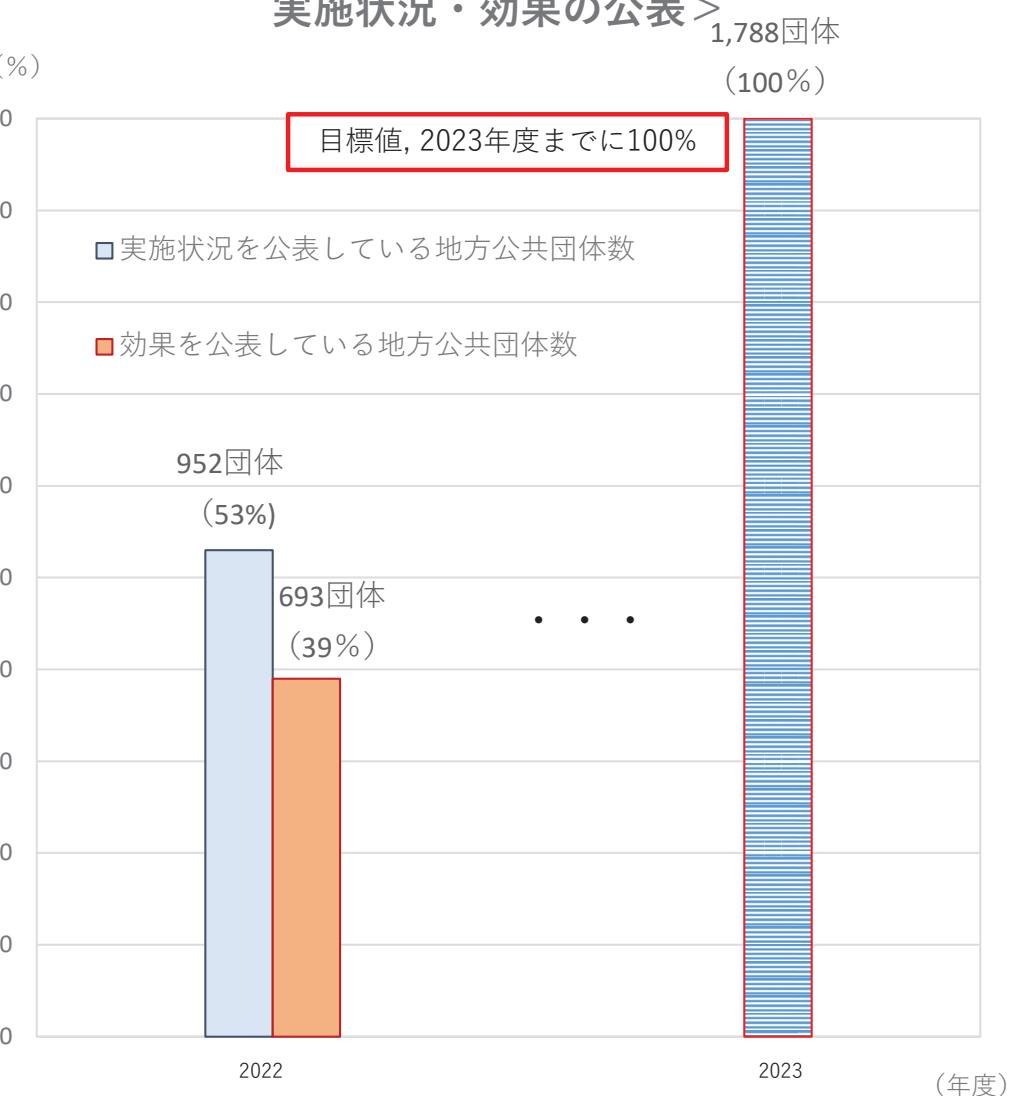
(注2) 令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：952団体（53%）
令和2、3年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：693団体（39%）

参考図表（地方行財政改革等）

<マイナンバーカード交付枚数・交付率>



<地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況・効果の公表>



(備考) 1. 総務省資料より作成
2. 2016年、2017年は12月の値。2018年は11月の値。

(備考) 1. 内閣府「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況」より作成。
2. 2022年度は2022年5月時点。

【政策目標】

- ① 教育政策における外部資源の活用、P D C A の徹底、D X の推進等による、学習環境の格差防止、次代を担う人材育成のための取組の質の向上（国際比較による水準の維持・向上等）
- ② 官民をあげた研究開発の推進、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等による、科学技術立国の実現（国際比較による研究水準の維持・向上、大学の国際競争力の強化等）
- ③ スポーツ・文化の価値を将来の投資に活用・好循環させることによる当該分野及び経済社会の発展

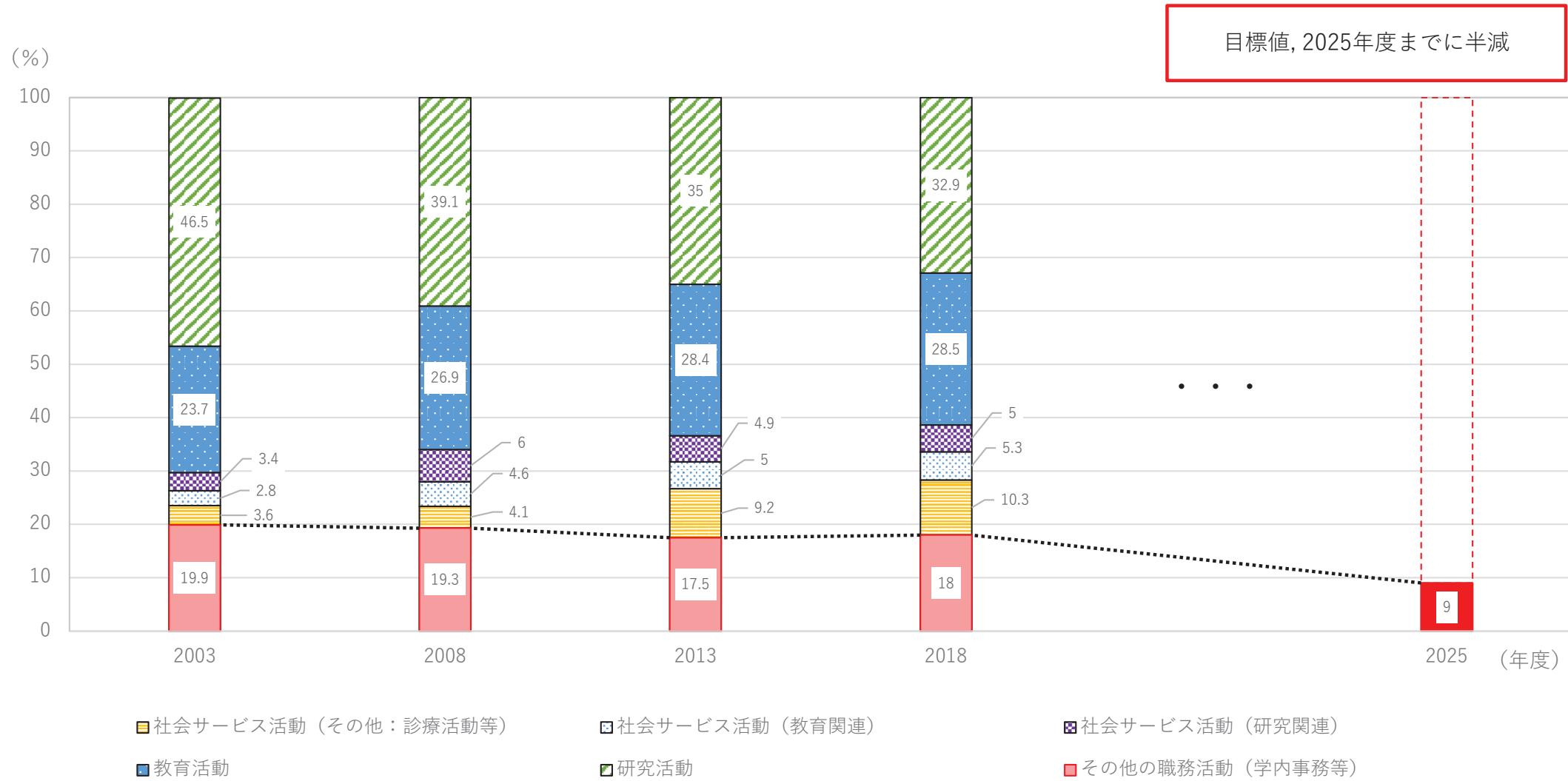
○教育の質の向上：G I G Aスクール構想の更なる推進に向け、1人1台端末の利活用状況や次世代校務D X等に関するK P Iを設定。その際、学校における働き方改革の観点からも、教師の勤務実態等を踏まえた適切なK P Iを検討する。教育未来創造会議第一次提言等を踏まえ、デジタル・グリーン等の成長分野への大学・高専の学部再編等促進や、給付型奨学金等の中間層への対象拡大及び大学院における授業料を卒業後に所得に応じて支払う柔軟な納付（出世払い）の仕組みの創設等に取り組む。コロナ後のグローバル社会を見据えた人の投資に向けて、戦略的な留学生の受入れ・派遣を推進。

○科学技術立国の実現：大学ファンドについて、引き続き運用面のリスク管理を含めた体制整備とともに、支援対象大学における合議体設置によるガバナンス変更等を行い、世界に伍する大学に向けた経営改革の実現につなげる。我が国全体の研究力向上のためには、特定分野で世界に伍していく等、多様な研究大学群の形成が重要であることを踏まえ、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」についてK P Iを検討する。研究時間の確保について主な阻害要因が大学運営業務等であることを踏まえ、学内事務等の割合をK P Iに設定し検討を重点化することで、研究に専念できる環境の整備を加速させる。コロナ禍で停滞した国際頭脳循環の活性化を目指し、世界を舞台に戦う優秀な若手研究者の育成を含む国際共同研究等を推進。研究力の多角的な評価・分析に向け、①科学研究力（論文、サイエンスマップ等）、②研究環境（研究時間、ダイバーシティ等）、③イノベーション創造関連(産学連携等)の観点から新たな指標群の開発を進める。

※次期教育振興基本計画及び次期文化芸術推進基本計画を見据えた所要の見直しを行った上で、翌年度において更なる改定を予定。

参考図表（文教・科学技術）

<大学等教員の職務に占める学内事務などの割合>



（備考）文部科学省「平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」より作成。

新たな拡充を要する政策課題のP D C A構築に向けたポイント

「骨太方針2022」に基づき新たな拡充を要する政策分野について、経済財政の観点から、政策目標とロジックモデルを整理。今後、財源確保に関する検討を踏まえつつ、効果的・効率的な支出（ワイズ・スペンディング）の徹底を図るべくP D C Aの構築に着手。

○防衛に関する政策：

防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものであり、防衛力整備の一環として、その維持・強化を推進。防衛産業には、サプライチェーンリスク、事業撤退、レピュテーションリスク、利益の確保、サイバーセキュリティなどの課題が存在。また、技術の急速な進展を背景に戦い方の変化が加速しており、早期装備化の実現等が重要。こうした視点に立って、2023年内を目途にP D C Aを構築する。

(所管省庁：防衛省、国家安全保障局、内閣府、外務省、経済産業省)

○G Xへの投資：

2050年カーボンニュートラルと、我が国の産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、今後10年間に150兆円超のG X投資が必要。これを実現するため、「先行投資支援」と「排出削減を促進する措置（賦課金と排出量取引制度）」という2つの柱からなる「成長志向型カーボンプライシング」を速やかに実行する。その一環として、民間のG X投資の呼び水となる規制・支援一体型投資促進策は、民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資とする。上記の点に基づいて、2023年内を目途にP D C Aを構築する。

(所管省庁：経済産業省、国土交通省、環境省)

○こども政策：

少子化や人口減少が進行し、児童虐待や不登校等こどもを取り巻く状況が深刻化するなか、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策をわが国社会の真ん中に据えて強力に推進。こども家庭庁発足後、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」を来秋目途に策定。また、こども政策の充実は、全世代型の社会保障構築といった観点からも検討する必要があるため、全世代型社会保障構築会議等で議論が進められている。これらを踏まえて、2023年内を目途にP D C Aを構築する。

(所管省庁：こども家庭庁設立準備室)

「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ」について

令和9年までの工程		
きめ細かな社会保障等の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・給付事務の迅速化・効率化のため、公金受取口座が更に多くの給付等で利用できるよう、対象を順次拡大 ・公金受取口座について様々なチャネルを通じて口座登録を促進 ●生活保護 <ul style="list-style-type: none"> ・申請や給付における公金受取口座を活用した迅速かつ効率的な手続を推進、事務の負担軽減のためマイナンバーを用いた情報連携システムなどの活用徹底(令和5年～) ・マイナンバーカードを活用して、頻回受診傾向がある者への早期助言等（令和7年～） ●医療・介護 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードも活用して、健康・医療情報（診療・服薬・健診・検診・予防接種等）の履歴を蓄積することで、生涯にわたる健康管理と医療・介護等のサービスの更なる質の向上を図る（段階的） ・今後、預貯金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、 <ul style="list-style-type: none"> －所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ能力に応じた負担を求めるなどを、公平性の観点を踏まえながら議論 －介護保険の補足給付について、事務の迅速化・効率化に向けた活用を検討 ●子育て <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルを通じた子育て関連の情報・手続サービスの使い勝手を改善するとともに、子育て世代への周知・普及を強化 	厚生労働省 デジタル庁 こども家庭庁
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー利用可能事務・情報連携の対象範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法改正法案を国会提出予定（令和5年）：法定事務に準ずる事務へ利用可能範囲を拡大、情報連携できる事務は下位法令で規定、システム等の整備 ●マイナポータルの拡張・改善と地方自治体の住民手続の簡便化・迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・介護等の26手続のオンライン化が未導入の地方自治体に対する順次働き掛け ・オンラインによる転出届・転入予約サービス（令和5年～） ・分かりやすいデザインに改善し先行版を公開（令和4年末）、利用者からのフィードバック等を踏まえて順次改善 ●国から自治体への情報提供や自治体から国への問合せに対応する体制の改善 ●地方自治体の先進事例・独自利用事例の把握と全国への横展開（令和5年～） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●所得情報のデジタル化・統一化 <ul style="list-style-type: none"> ・国税・地方税における給与所得情報の提出の統一化・共通化の実現方法についての検討・予算要求・調達（～令和6年）、システムの整備・実装（令和6年～9年） ・所得情報提出手続のデジタル化・迅速化と中小企業の利便性向上： <ul style="list-style-type: none"> －現状において紙提出が認められている所得情報の電子提出を拡大することについて検討（令和4年～） －中小企業における所得情報の電子提出を容易にする更なる利便性向上策についての検討（令和4年～） ・フリーランスやギグワーカーなどの所得情報提出の効率化：プラットフォーム事業者からの所得情報提出を可能とすることについて検討（令和4年～） ●マイナポータルによる手続簡便化 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告（e-Tax）における必要書類のマイナポータル連携拡大：社会保険料控除証明書（国民年金）・公的年金等の源泉徴収票を対象に追加（令和5年） ・社会保険・税手続ワンストップ化・ワンストップ化（認定クラウド等に提出済の所得情報を各種手続に利活用できる仕組み）： <ul style="list-style-type: none"> －源泉徴収票や特定口座年間取引報告書の利活用を開始（令和5年） ●所得情報の把握の早期化 ●資産情報とマイナンバーの紐付け <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座へのマイナンバー付番を推進：口座管理法施行に向けて預金保険機構・金融機関と連携してシステム整備（～令和6年） ・固定資産へのマイナンバーの紐付けについて地方自治体等における取組を推進。原則全ての市町村において自らの住民の固定資産とマイナンバーが紐付け可能（～令和8年目途） 	財務省 国税庁 総務省 デジタル庁 法務省
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーの具体的な利活用の方法やこれによって実現する利便性の全体像を公表・更新（令和5年） ●マイナンバーの活用実績を分かりやすく定期的に公表（令和5年～） ●国民の意識調査を実施し、調査結果を分析した上で、対応策を検討・策定（令和5年～） ●セキュリティと個人情報保護に関する効果的な広報を国民や地方自治体の意見を分析しながら実施（令和5年～） 	デジタル庁
国民理解の拡大	12	